(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号。以下「指針」という。)の規定に基づき、障がい者等の高齢化、障害の重度化及び「親亡き後」を見据えて、障がい者等及びその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするため、地域生活支援拠点等事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「障がい者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。
- 2 この要綱において「地域生活支援拠点等」とは、第3条の機能を、地域における複数の機関が分担して担う、指針第一の二の3に規定する面的な体制をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の全部又は一部について、第5条 第2項の規定により登録された社会福祉法人、特定非営利活動法人等(以下「登録事 業所」という。)に委託することができる。

(事業内容)

- 第4条 地域生活支援拠点等は、次に掲げるいずれかの機能を有するものとする。
  - (1) 障がい者等の相談に関する機能
  - (2) 障がい者等の緊急時の受入れ及び対応に関する機能
  - (3) 障がい者等の体験の機会及び場の提供に関する機能
  - (4) 専門的人材の確保及び養成に関する機能
  - (5) 地域の体制づくりに関する機能

(地域支援拠点等の機能を担う事業所)

第5条 登録を受けようとする者は、富士見市地域生活支援拠点等事業所登録申請書 (様式第1号)に、前条に掲げた機能を実施することを規定した運営規定を添付して 市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前条の申請があったときは、速やかに登録の可否を決定し、富士見市地域 生活支援拠点等事業所登録決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するも のとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録した事業所の名称、所在地、地域生活支援拠点等として担う機能その他必要な情報を富士見市地域生活支援拠点等事業所登録台帳(様式第3号)に記載し、公表するものとする。
- 4 登録事業所は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに富士見市地域生活支援拠点等事業所登録内容変更届出書(様式第4号)により市長に届け出るものとする。
- 5 登録事業所は、登録事業所を廃止するときは、速やかに富士見市地域生活支援拠点 等事業所廃止届出書(様式第5号)により、市長に届け出るものとする。
- 6 登録事業所は、事業の記録を整備し、これを5年間保存し、市から求めがあった場合は、当該記録を提出しなければならない。
- 7 登録事業所の職員は、事業に関して知り得た障がい者等及びその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

## 富士見市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

申請者 所 在 地 団 体 名 称 代表者氏名

地域生活支援拠点等事業所の登録を受けたいので、富士見市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	(フリガナ)						
申請者	名称						
	団 体 の 所 在 地						
	連 絡 先	電話番号 FAX番号					
	(フリガナ)						
	名称						
	事業所番号						
登録	事業所(施設)の所在地						
登録事業所		電話番号 FAX番号					
所	連絡 先	メールアドレス					
	地域生活支援拠点等として担う機能	①相談 ②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機会・場の 提供④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり					

※運営規程(事業の実施が規定されているもの)を添付すること。

## 富士見市地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

富士見市長

年 月 日付けで申請のありました富士見市地域生活支援拠点等事業所の登録については、次のとおり決定しましたので、富士見市地域生活支援拠点等事業 実施要綱第5条第2項の規定に基づき通知します。

(フリガナ)						
名称						
事業所番号						
事業所 (施設)						
の 所 在 地						
連絡先	電話番号 FAX番号					
	メールアドレス					
地域生活支援拠点 ①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場の提						
等として担う機能 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり						
開始年月日	年 月 日					

## 富士見市地域生活支援拠点等事業所登録内容変更届出書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

申請者 所 在 地 施 設 名 称 代表者氏名

富士見市地域生活支援拠点等事業所の登録内容を次のとおり変更したので、富士見市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第4項の規定に基づき届け出ます。

登	録 内	容を	名	称					
変	更する	事業所	所在	地					
登	録	年	月	目		年	月	日	
変	更	年	月	日		年	月	日	
					(内容)				
亦	更内	宏 乃	アド <b>平田</b>	. 由					 
<b>发</b>	史 四	谷 及		<u> </u>	(理由)				
備				考					

## 富士見市地域生活支援拠点等事業所廃止届出書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

申請者 所 在 地 施 設 名 称 代表者氏名

富士見市地域生活支援拠点等事業所を廃止するので、富士見市地域生活支援拠点等 事業実施要綱第5条第5項の規定に基づき届け出ます。

廃止する事業所		名	称						
		所在地							
登	録	年	月	目	年	月	日		
廃	止	年	月	田	年	月	日		
廃	止		理	曲					
備				考					